

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

平成 31 年 4 月 1 日改正
(平成 31 年 4 月 1 日適用)

①第三者評価機関名

NPO 法人ナルク岐阜福祉調査センター

②施設・事業所情報

名称：岐阜市立恵光学園	種別：児童発達支援センター
代表者氏名：安原 善光	定員（利用人数）： 54 名（53 名）
所在地：岐阜市長良東 3 丁目 9 3 番地	
TEL：058-232-4551	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和 3 4 年 4 月	
経営法人・設置主体（法人名等）：岐阜市	
職員数	常勤 18 名 非常勤 17 名
専門職員	園長 1 名 児童指導員及び保育士 11 名
	児童発達支援管理責任者 1 名 医師 4 名
	児童指導員及び保育士 14 名 事務員 2 名
	栄養士（兼務） 1 名
	事務員 1 名
施設・設備 の概要	総合遊具、砂場、ジャングルジム、シーソー、鉄棒、プール ゆらんこフラワー、滑り台

③理念・基本方針（※転載）

●理念

「生きる力を家族とともに育てる療育

～ちいさないっぽ みんなのよろこび～」

- ・ 関係法令を遵守し、適正な療育支援サービスの提供に努めます。
- ・ 「親子療育」を通して発達に心配がある乳幼児とその保護者の育ちを援助します。
- ・ 実践を研究し、人間性豊かな職員を育成します。
- ・ 障がい幼児の早期療育支援システム充実のため、関係機関との連携をすすめます。

●基本方針

- ・ 発達に心配がある乳幼児が、日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用児の状況及びその環境に応じて適切かつ効率的な支援を行います。
- ・ 利用児とその保護者の育ちへの支援を目的とした「親子療育」を実践するとともに、その持っている専門機能を広く地域の発達に心配のある乳幼児に提供し、関係機関と

の連携の中で支援の充実を図ります。

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

●立地・環境

・岐阜市立恵光学園は、岐阜市の北東部に位置する。百々ヶ峰の樹林が広がる豊かな自然や、美しい景観に恵まれた地域にあり、施設に隣接して、北保健センター、長良医療センター、児童発達支援センター「ポッポの家」、岐阜県立長良特別支援学校がある。施設すぐ近くの岐阜環状線の沿道には、大型商業施設、沿道サービス商業店が並び、交通至便の地域でもある。

・設立は昭和34年（1959年）4月、岐阜市菅生（現在の西島町）に知的障害児の通園施設として定員30人で開園し、昭和59年（1984年）4月、現在地に改築移転した。平成24年（2012年）4月の児童福祉法改正に伴い、「福祉型児童発達支援センター」に移行し、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援を開始した。定員は54人であった。令和6年4月には児童福祉法改正による一元化に伴い、児童発達支援センターに改称し現在に至っている。

・鉄筋コンクリート二階建ての園舎は、一階に事務室、調理室、支援室3室、遊戯室、医務室・静養室、相談室、便所を配置し、二階には、支援室3室、遊戯室、便所を配置している。

・園庭には、総合遊具、ジャングルジム、シーソー、砂場、鉄棒、ゆらんこフラワー、ローラー滑り台などが設置され、子どもたちが園庭を走り回っても、けがをしないよう、園庭は芝生化されている。

●クラス編成

・54人の子供たちは各クラス9人の6クラスに編成されている。

・新入園児ばかりの1・2・3歳児は「りす組」「うさぎ組」の2クラスと新入園児と継続児混合の2・3・4歳児「こいぬ組」の1クラスは2階の支援室。3・4・5歳児の継続児「こあら組」「ぞう組」「ぱんだ組」の3クラスは1階に支援室がある。

・建物構造が2階建ての園舎の場合、一般的には、年長組が2階、年少組は1階のケースが多いが、恵光学園では階段の昇降による体力の強化のために敢えて年少組を2階に配置している。

・各クラスは、年齢・発達の状況などを考慮してクラス編成されているが、一人ひとりを大切に集団支援を行うため、課題別、内容別等多様なグループ活動を積極的に進めている。

●通園形態

・通園の方法は学園バスの利用または保護者による直接送迎のいずれかになる。

・通園バスは親子通園で車で送迎ができない場合は、親子でバス利用できる。

・新入園児は親子通園、継続児は単独通園を中心にそれぞれ併用し療育を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

令和6年9月5日（契約日） ～

	令和7年3月5日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	6 回（令和3年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

●理念、基本方針が保護者、職員に周知されている。

- ・玄関に大きく掲示されている理念「～ちいさないっぽ みんなのよろこび～」は職員はもとより、保護者の周知度も非常に高い。
- ・調査機関が実施したアンケートでも回答者全員から「よく知っている」との回答が多く寄せられている。

●療育目標を子どもだけでなく保護者、職員にも定めている。

- ・子どもには3つの療育目標を定めている。
 - ①丈夫な体をつくる。
 - ②基本的な生活習慣を身につける。
 - ③集団生活を通して、人とのやりとりを楽しむ力を育てる。
- ・保護者には、親子通園を通して、保護者と子どものやりとりがうまくなることを目指し5つの療育目標を定めている
 - ①子どもとの具体的な遊びを覚える。
 - ②日常場面で子どもとの関わり方を身につける。
 - ③子どもの姿（育っている力、苦手な部分、課題等）を正しくつかむ。
 - ④学園で出来たことを、家庭や地域でも実践する。
 - ⑤保護者同士の交流を深める。
- ・職員には4つの療育目標を定めている。
 - ①保護者のねがいを大切に、子どもの育ちを共有し、信頼関係を築き上げる。
 - ②子どもの発達の状況・生活の実態を把握し、支援内容の充実を図る。
 - ③子どもの発達課題を、あそびや生活の関わりの中で具体化させていく。
 - ④子どもの基本的な生活習慣の自立、子どもの意欲ややりとりの力を育てる技術を高める。

●業務効率化（ICT）の推進

- ・「コドモン」により、「子どもの登降園の管理」「保護者からの連絡、園からのお知らせ・斉配信」「療育日誌の作成」「保育ドキュメンテーション」「連絡帳」「行事予定」「請求管理」「給食・献立管理」「発育・健康記録」「通園バス運行管理」「アンケート集計」等の作業が行われている。
- ・朝の電話対応がなくなり、保護者連絡が自動化され、各種書類の作成時間が短縮されるなど大幅な省力化を実現している。

●全職員に配布される「恵光学園職員用マニュアル」はよく整備され、提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

- ・「職員用マニュアル」は①人権に関する事項（体罰に関して・園児や親に対する禁句に関して・プライバシーの保護に関して）、②職員の挨拶、礼儀に関すること、③園児

の安全に関する対応、④園児が病気・ケガをした場合の対応について、以下28項目(100頁)に亘って職員の対応についてマニュアル化されている。

●インクルージョン交流活動

・インクルージョン交流活動の一環として、認定こども園「ながらこどもの森」との交流を継続的に実施し、そこへ通っている子どもたちとの交流を通じて地域社会とのつながりを深める取組みを行っている。

・また、未就学児と保護者を対象に、発達が気になる子のための外来相談「きらきら教室」を開いている。

●安心・安全な福祉サービスの提供

・令和6年度「児童発達支援センター岐阜市立恵光学園安全計画」は、設備・マニュアルのいずれもよく整備され毎月計画的にチェック、見直しなどが実施されている。

・「ヒヤリハット」報告は4月4件、5月4件、6月3件、7月1件、8月6件、9月2件記録され、事故を未然に防止するための取組みは定着している。

・通園バスの安全確認装置は設置されている。

●地域との交流

・近隣地域の社会資源を利用して生活体験を広げ、公共の場所でのルールやマナーを学ぶ機会を設けている。

・園外活動は、外食する、買物をする、電車・バスに乗る、公園の遊具で遊ぶ、山に登るなどを行っている。

●福祉サービスの質の向上に向けた取組

・毎年1回、児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価(保護者へのアンケート、職員へのアンケート)を実施している。

・第三者評価の受審は7回を数える。本制度(第三者評価)が発足以来、3年毎に必ず受審され、15年間、福祉サービスの質の向上に努められた前向きな姿勢は称賛に値する。また、毎回の受審の都度、改善、改良が行われている。

◇改善を求められる点

・第三者評価結果は良好であり、特に、本欄に記述すべき大きな改善点はなかった。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審し、慣例的になりがちな支援や対応に客観的な視点で指摘いただき、日々の支援内容等を振り返る貴重な機会になりました。また、保護者から寄せられた意見を参考に、取り組みの見直しや設備改善に取り組んでいきたいと思ひます。

安全で安心できる環境の中で、子どもたちが心身ともに健やかに育っていけるよう職員の人権意識を高め、引き続き発達支援の質の向上に努めていきたいと思ひます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。